

# NPO 法人 グッド ドライバー・レッスン 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO 法人 グッド ドライバー・レッスン という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 安全な運転のために、モータースポーツで培ってきた知識や技術に加えて、運転に必要な身体機能や認知機能などを、若者からお年寄りまで参加できる体験型レッスンを開催し「車は単なる便利な道具ではなく、運転はとても楽しい」という事を伝える事で、不幸な事故を未然に防ぎ、これからも「安全・楽しく・快適」に愛車との素敵なカーライフに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 情報化社会の発展を図る活動
- (8) 経済活動の活性化を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 安全運転のためのストレッチメニューの企画及び提供
- (2) 安全運転のためのレッスン講座の企画運営及び指導者の養成
- (3) 身体機能の維持・向上のための施術等の提供及び指導
- (4) 交通安全指導者の養成
- (5) 市町村の健康関連事業へのプログラムおよび人材の提供
- (6) セーフティサポートカー体験と普及促進
- (7) モータースポーツ教室の企画運営及び指導者の養成
- (8) モータースポーツ競技の企画運営及び人材の養成
- (9) その他この法人の目標を達成するために必要となる事業

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員                      この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員                  この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

#### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上11人以下
  - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、副理事長若干名を定めるものとする。

(選任等)

第13条 役員は理事会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の会議は、通常会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員

総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 2 分の 1 以上の同意があった場合に限り、あらかじめ通知されていない事項についても議決事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 正会員は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて、ファクシミリ又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものをいう。）により表決をすることができる。

4 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面、ファクシミリ若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 役員の選任又は解任
- (4) 役員の職務及び報酬
- (5) 事業計画及び活動予算
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の決議を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる議決を経、かつ法第 25 条第 3 項に規定する事項については所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 3 分の 2 以上の承諾を得なければならない。



3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、北海道に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人のインターネットホームページに掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の役員は、次に掲げる者とする。

|      |        |
|------|--------|
| 理事長  | 竹道 雄康  |
| 副理事長 | 奴田原 文雄 |
| 副理事長 | 藪中 建二  |
| 理事   | 中田 省吾  |
| 同    | 南出 司   |
| 同    | 石川 和男  |
| 同    | 永井 真   |
| 同    | 藤田 明博  |
| 同    | 小林 浩司  |
| 同    | 馬場 一弘  |
| 同    | 田中 優美子 |
| 監事   | 西村 俊二  |

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

|         |            |         |
|---------|------------|---------|
| (1) 入会金 | 応援会員       | 3,000 円 |
|         | 賛助会員       | 0 円     |
|         | グッドドライバー会員 | 0 円     |

|         |            |              |
|---------|------------|--------------|
| (2) 年会費 | 応援会員       | 5,000 円 (年額) |
|         | 賛助会員       | 3,000 円 (一口) |
|         | グッドドライバー会員 | 3,000 円 (年額) |

定款変更の認証を受けた事業年度の事業計画書

令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

NPO 法人グッドドライバー・レッスン

1 事業実施の方針

- ・安全運転のためのレッスン講座を全国的に展開し、行政及び民間と連携を図りながら、企画の運営および指導者の養成を実施
- ・モータースポーツ教室を全国的に実施し、モータースポーツの活性化および指導者の養成を実施

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

| 事業名<br>(定款に記載した事業)             | 具体的な事業内容                                                                                                                          | (A)当該事業の<br>実施予定日時<br>(B)当該事業の<br>実施予定場所<br>(C)従事者の<br>予定人数 | (D)受益対象<br>者の範囲<br>(E)予定人数 | 事業費の<br>予算額<br>(単位：千円) |
|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|----------------------------|------------------------|
| (1)安全運転のためのストレッチメニューの企画及び提供    | 「グッドドライバー・レッスン」安全運転講習会及び体験会において実施するストレッチメニューの企画・提供                                                                                | (A) 2025 年 4 月～2026 年 3 月<br>(B) 全国<br>(C) 10 人             | (D)一般市民<br>(E)不特定多数        |                        |
| (2)安全運転のためのレッスン講座の企画運営及び指導者の養成 | 「グッドドライバー・レッスン」安全運転講習会及び体験会を全国 30 箇所で開催予定<br>開催予定都道府県：徳島県、兵庫県、広島県、佐賀県、福井県、北海道、群馬県、佐賀県、滋賀県、富山県、静岡県、島根県、愛知県、茨城県、栃木県、岐阜県、岡山県、東京都、京都府 | (A) 2025 年 4 月～2026 年 3 月<br>(B) 全国<br>(C) 900 人            | (D)一般市民<br>(E)不特定多数        |                        |
| (3)身体機能の維持・向上のための施術等の提供及び指導    | 「グッドドライバー・レッスン」安全運転講習会及び体験会において、身体機能維持・向上させる施術講座を実施予定                                                                             | (A) 2025 年 4 月～2026 年 3 月<br>(B) 全国<br>(C) 10 人             | (D)一般市民<br>(E)不特定多数        |                        |

|                              |                                                     |                                                  |                                 |  |
|------------------------------|-----------------------------------------------------|--------------------------------------------------|---------------------------------|--|
| (4)交通安全指導者の養成                |                                                     | 本事業年度は、実施予定なし。                                   |                                 |  |
| (5)市町村の健康関連事業へのプログラムおよび人材の提供 |                                                     | 本事業年度は、実施予定なし。                                   |                                 |  |
| (6)セーフティサポートカー体験と普及促進        | 「グッドドライバー・レッスン」安全運転講習会及び体験会において、サポカーの体験を実施          | (A) 2025 年 4 月～2026 年 3 月<br>(B) 全国<br>(C) 200 人 |                                 |  |
| (7)モータースポーツ教室の企画運営及び指導者の養成   | ラリー競技未経験者・初心者向けのモータースポーツ教室を実施                       | (A) 2025 年 4 月～2026 年 3 月<br>(B) 全国<br>(C) 50 人  | (D)モータースポーツ未経験者・初心者<br>(E)不特定多数 |  |
| (8)モータースポーツ競技の企画運営及び人材の養成    | 全日本ラリー選手権等のモータースポーツ競技の企画・運営の実施<br>モータースポーツオフィシャルの育成 | (A) 2025 年 4 月～2026 年 3 月<br>(B) 北海道<br>(C) 10 人 | D)一般市民<br>(E)不特定多数              |  |
| (9)その他この法人の目標を達成するために必要となる事業 |                                                     | 本事業年度は、実施予定なし。                                   |                                 |  |

令和 8 年度の事業計画書

令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 3 1 日まで

NPO 法人グッドドライバー・レッスン

1 事業実施の方針

- ・安全運転のためのレッスン講座を全国的に展開し、行政及び民間と連携を図りながら、企画の運営および指導者の養成を実施
- ・モータースポーツ教室を全国的に実施し、モータースポーツの活性化および指導者の養成を実施

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

| 事業名<br>(定款に記載した事業)             | 具体的な事業内容                                                                                                                          | (A)当該事業の<br>実施予定日時<br>(B)当該事業の<br>実施予定場所<br>(C)従事者の<br>予定人数 | (D)受益対象<br>者の範囲<br>(E)予定人数 | 事業費の<br>予算額<br>(単位：千円) |
|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|----------------------------|------------------------|
| (1)安全運転のためのストレッチメニューの企画及び提供    | 「グッドドライバー・レッスン」安全運転講習会及び体験会において実施するストレッチメニューの企画・提供                                                                                | (A) 2026 年 4 月～2027 年 3 月<br>(B) 全国<br>(C) 10 人             | (D)一般市民<br>(E)不特定多数        |                        |
| (2)安全運転のためのレッスン講座の企画運営及び指導者の養成 | 「グッドドライバー・レッスン」安全運転講習会及び体験会を全国 32 箇所で開催予定<br>開催予定都道府県：徳島県、兵庫県、広島県、佐賀県、福井県、北海道、群馬県、佐賀県、滋賀県、富山県、静岡県、島根県、愛知県、茨城県、栃木県、岐阜県、岡山県、東京都、京都府 | (A) 2026 年 4 月～2027 年 3 月<br>(B) 全国<br>(C) 1000 人           | (D)一般市民<br>(E)不特定多数        |                        |
| (3)身体機能の維持・向上のための施術等の提供及び指導    | 「グッドドライバー・レッスン」安全運転講習会及び体験会において、身体機能維持・向上させる施術講座を実施予定                                                                             | (A) 2026 年 4 月～2027 年 3 月<br>(B) 全国<br>(C) 10 人             | (D)一般市民<br>(E)不特定多数        |                        |

|                              |                                                     |                                                  |                                 |  |
|------------------------------|-----------------------------------------------------|--------------------------------------------------|---------------------------------|--|
| (4)交通安全指導者の養成                |                                                     | 本事業年度は、実施予定なし。                                   |                                 |  |
| (5)市町村の健康関連事業へのプログラムおよび人材の提供 |                                                     | 本事業年度は、実施予定なし。                                   |                                 |  |
| (6)セーフティサポートカー体験と普及促進        | 「グッドドライバー・レッスン」安全運転講習会及び体験会において、サポカーの体験を実施          | (A) 2026 年 4 月～2027 年 3 月<br>(B) 全国<br>(C) 210 人 |                                 |  |
| (7)モータースポーツ教室の企画運営及び指導者の養成   | ラリー競技未経験者・初心者向けのモータースポーツ教室を実施                       | (A) 2026 年 4 月～2027 年 3 月<br>(B) 全国<br>(C) 60 人  | (D)モータースポーツ未経験者・初心者<br>(E)不特定多数 |  |
| (8)モータースポーツ競技の企画運営及び人材の養成    | 全日本ラリー選手権等のモータースポーツ競技の企画・運営の実施<br>モータースポーツオフィシャルの育成 | (A) 2026 年 4 月～2027 年 3 月<br>(B) 北海道<br>(C) 15 人 | D)一般市民<br>(E)不特定多数              |  |
| (9)その他この法人の目標を達成するために必要となる事業 |                                                     | 本事業年度は、実施予定なし。                                   |                                 |  |

令和7年度 活動予算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

NPO法人グッドドライバー・レッスン

(単位:円)

| 科目              | 金額         |            |            |
|-----------------|------------|------------|------------|
| I 経常収益          |            |            |            |
| 1. 受取会費         |            |            |            |
| 正会員受取会費         | 360,000    |            |            |
| 賛助会員受取会費        | 450,000    | 810,000    |            |
| 2. 受取寄附金        |            |            |            |
| 受取寄附金           | 1,000,000  | 1,000,000  |            |
| 3. 受取助成金等       |            |            |            |
| 受取民間助成金         | 60,000,000 | 60,000,000 |            |
| 4. 事業収益         |            |            |            |
| グッドドライバー・レッスン事業 | 9,000,000  | 9,000,000  |            |
| モータースポーツ事業      | 4,000,000  | 4,000,000  |            |
| 5. その他収益        |            |            |            |
| 雑収益             |            | 0          |            |
| 経常収益計           |            |            | 74,810,000 |
| II 経常費用         |            |            |            |
| 1. 事業費          |            |            |            |
| (1) 人件費         |            |            |            |
| 給料手当            | 0          |            |            |
| 法定福利費           | 0          |            |            |
| 退職給付費用          | 0          |            |            |
| 福利厚生費           | 0          |            |            |
| 人件費計            | 0          |            |            |
| (2) その他経費       |            |            |            |
| 業務委託費           | 30,000,000 |            |            |
| 印刷製本費           | 1,000,000  |            |            |
| 会議費             | 4,000,000  |            |            |
| 交際費             | 2,000,000  |            |            |
| 旅費交通費           | 20,000,000 |            |            |
| 車両費             | 300,000    |            |            |
| 通信運搬費           | 1,600,000  |            |            |
| 消耗品費            | 5,000,000  |            |            |
| 保険料             | 300,000    |            |            |
| 諸会費             | 700,000    |            |            |
| 支払手数料           | 300,000    |            |            |
| 雑費              | 10,000     |            |            |
| その他経費計          | 65,210,000 |            |            |
| 事業費計            |            | 65,210,000 |            |
| 2. 管理費          |            |            |            |
| (1) 人件費         |            |            |            |
| 役員報酬            | 0          |            |            |
| 給料手当            | 0          |            |            |
| 法定福利費           | 0          |            |            |
| 退職給付費用          | 0          |            |            |
| 福利厚生費           | 0          |            |            |
| 人件費計            | 0          |            |            |
| (2) その他経費       |            |            |            |
| 原価償却費           | 1,500,000  |            |            |
| 水道光熱費           | 120,000    |            |            |
| 地代家賃            | 4,200,000  |            |            |
| 諸会費             | 102,300    |            |            |
| 租税公課            | 1,400      |            |            |
| 支払手数料           | 150,000    |            |            |
| リース料            | 2,504,040  |            |            |
| その他経費計          | 8,577,740  |            |            |
| 管理費計            |            | 8,577,740  |            |
| 経常費用計           |            |            | 73,787,740 |
| 当期経常増減額         |            |            | 1,022,260  |
| III 経常外収益       |            |            |            |
| 1. 固定資産売却益      |            |            |            |
| 受取利息            | 1,532      |            |            |
| 雑収入             | 16,830     | 18,362     |            |
| 経常外収益計          |            |            | 18,362     |
| IV 経常外費用        |            |            |            |
| 1. 過年度損益修正損     |            |            |            |
| 法人税・住民税及び事業税    | 70,000     | 70,000     |            |
| 経常外費用計          |            |            | 70,000     |
| 当期正味財産増減額       |            |            | 970,622    |
| 前期繰越正味財産額       |            |            | -7,982,296 |
| 次期繰越正味財産額       |            |            | -7,011,674 |

令和8年度 活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

NPO法人グッドドライバー・レッスン

(単位: 円)

| 科目              | 金額         |            |            |
|-----------------|------------|------------|------------|
| I 経常収益          |            |            |            |
| 1. 受取会費         |            |            |            |
| 正会員受取会費         | 360,000    |            |            |
| 賛助会員受取会費        | 1,500,000  |            |            |
|                 |            | 1,860,000  |            |
| 2. 受取寄附金        |            |            |            |
| 受取寄附金           | 5,000,000  |            |            |
|                 |            | 5,000,000  |            |
| 3. 受取助成金等       |            |            |            |
| 受取民間助成金         | 50,000,000 |            |            |
|                 |            | 50,000,000 |            |
| 4. 事業収益         |            |            |            |
| グッドドライバー・レッスン事業 | 10,000,000 | 10,000,000 |            |
| モータースポーツ事業      | 5,000,000  | 5,000,000  |            |
| 5. その他収益        |            |            |            |
| 雑収益             |            | 0          |            |
| 経常収益計           |            |            | 71,860,000 |
| II 経常費用         |            |            |            |
| 1. 事業費          |            |            |            |
| (1) 人件費         |            |            |            |
| 給料手当            | 0          |            |            |
| 法定福利費           | 0          |            |            |
| 退職給付費用          | 0          |            |            |
| 福利厚生費           | 0          |            |            |
| 人件費計            | 0          |            |            |
| (2) その他経費       |            |            |            |
| 業務委託費           | 30,000,000 |            |            |
| 印刷製本費           | 1,000,000  |            |            |
| 会議費             | 4,000,000  |            |            |
| 交際費             | 2,000,000  |            |            |
| 旅費交通費           | 18,000,000 |            |            |
| 車両費             | 300,000    |            |            |
| 通信運搬費           | 1,600,000  |            |            |
| 消耗品費            | 5,000,000  |            |            |
| 保険料             | 300,000    |            |            |
| 諸会費             | 700,000    |            |            |
| 支払手数料           | 300,000    |            |            |
| 雑費              | 10,000     |            |            |
| その他経費計          | 63,210,000 |            |            |
| 事業費計            |            | 63,210,000 |            |
| 2. 管理費          |            |            |            |
| (1) 人件費         |            |            |            |
| 役員報酬            | 0          |            |            |
| 給料手当            | 0          |            |            |
| 法定福利費           | 0          |            |            |
| 退職給付費用          | 0          |            |            |
| 福利厚生費           | 0          |            |            |
| 人件費計            | 0          |            |            |
| (2) その他経費       |            |            |            |
| 原価償却費           | 1,500,000  |            |            |
| 水道光熱費           | 120,000    |            |            |
| 地代家賃            | 4,200,000  |            |            |
| 諸会費             | 102,300    |            |            |
| 租税公課            | 1,400      |            |            |
| 支払手数料           | 152,395    |            |            |
| リース料            | 2,504,040  |            |            |
| その他経費計          | 8,580,135  |            |            |
| 管理費計            |            | 8,580,135  |            |
| 経常費用計           |            |            | 71,790,135 |
| 当期経常増減額         |            |            | 69,865     |
| III 経常外収益       |            |            |            |
| 1. 固定資産売却益      |            |            |            |
| 受取利息            | 1,532      |            |            |
| 雑収入             | 16,830     |            |            |
|                 |            | 18,362     |            |
| 経常外収益計          |            |            | 18,362     |
| IV 経常外費用        |            |            |            |
| 1. 過年度損益修正損     |            |            |            |
| 法人税・住民税及び事業税    | 70,000     |            |            |
|                 |            | 70,000     |            |
| 経常外費用計          |            |            | 70,000     |
| 当期正味財産増減額       |            |            | 18,227     |
| 前期繰越正味財産額       |            |            | -7,011,674 |
| 次期繰越正味財産額       |            |            | -6,993,447 |